

高 第 1011 号の 7
令和 2 年 5 月 21 日

各高齢者福祉施設長
様
各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

緊急事態宣言解除後における新型コロナウイルス感染防止対策
の再徹底等について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県については、本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 32 条に基づく「緊急事態宣言」が解除されましたが、今後も新たな新型コロナウイルス感染症の感染者が発生し、感染が拡大するおそれが多分にあることを念頭に置いて、引き続き、感染防止の取組を継続する必要があります。

このため、県では、5 月 22 日から 31 日までを実施期間として、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を別添のとおり改定いたしました。

全ての各高齢者福祉施設・介護サービス事業所におかれましては、「緊急事態宣言」解除後につきましても、引き続き、マスクの着用や手洗い・手指消毒の徹底、利用者や職員の健康管理の徹底、「三つの密」（密閉・密集・密接）の回避等、厚生労働省事務連絡等に基づく感染防止対策を厳重に取り組みながら介護サービスの提供を継続していただきますよう改めてお願いいたします。

また、本対処方針に基づき、上述に加えて、下記のとおり留意点等をお示します。御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 通所又は短期入所の介護サービス事業所に対して、「新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条の規定に基づく緊急事態宣言の発令に伴って実施する緊急事態措置について」（令和 2 年 4 月 8 日高第 1011 号の 3）の 2 及び 3 で

